

- 1 計画等の案の名称  
地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)
- 2 参考資料の名称
  - (1) 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)
  - (2) 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に係る素案(概要版)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ(経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課ホームページ)への掲載(URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/176830.html>)
  - (2) 以下の場所での閲覧及び配布
    - ア 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課(道庁本庁舎8階)
    - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
    - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和6年(2024年)2月21日(水)～令和6年(2024年)3月22日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課  
(ゼロカーボン推進係)宛
  - (2) ファクシミリ 011-232-1041
  - (3) 電子メール kikou.kikaku@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年(2024年)5月をめどに「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
  - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

経済部ゼロカーボン推進局

ゼロカーボン戦略課(ゼロカーボン推進係)

電話 : 011-204-5334